

特定健康診査等実施計画
(第 3 期)

東プレ健康保険組合

平成30年 5月

I 達成目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

令和5年度における特定健康診査の実施率を90%とする。(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)
この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

	1 2018	2 2019	3 2020	4 2021	5 2022	6 2023	
	H30年度	H31(R1)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	全国目標
被保険者	91%	92%	92%	93%	94%	95%	—
被扶養者	30%	35%	40%	45%	65%	75%	—
被保険者+被扶養者	73.0%	75.0%	77.0%	79.0%	85.0%	90%	90%

2. 特定保健指導の実施に係る目標

令和5年度における特定保健指導の実施率を45%とする。(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)
この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

(被保険者+被扶養者)

	1 2018	2 2019	3 2020	4 2021	5 2022	6 2023	
	H30年度	H31(R1)年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	全国目標
特定健診受診対象者数(人)	2,110	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	—
特定保健指導対象者数(推計)	300	320	330	340	350	350	—
実施率(%)	30%	30%	40%	40%	45%	55%	55%
実施者数(人)	90	96	135	140	160	195	—

II 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、40才以上の被保険者(任継除く)については原則事業主健診に併せて実施する事とし、被扶養者については、人間ドック・主婦健診・巡回健診・集合契約A/B等で実施する。
特定保健指導は、各事業所ごとに保健指導を受ける体制づくりを実施し、順次健診機関に委託する。
被扶養者については、従来の健診をベースとした指導体制づくりを進めながら拡充を目指す。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラムに記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

特定健診・特定保健指導ともに、被扶養者については、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約A及びBを結び、代行機関として支払基金を利用して決済をおこない、全国での利用が可能となるよう措置する。なお、その他の委託事業(人間ドック・主婦健診・巡回健診等)を介した特定健診・特定保健指導の拡充にも努めていく。被保険者については、基本的には事業主健診時に併せて実施し、保健指導を行える健診機関に委託する。

(5) 受診方法

ア. 特定健診

被保険者の受診対象者(任継除く)は、原則として各事業所の事業主健診計画にあわせて、受診するものとする。特に受診券の発行はしない。受診費用は、事業所負担とする。被扶養者の受診対象者は、健保組合から直接届く案内(受診券含む)に従って、医療機関に予約を取り、受診当日健診機関に受診券と保険証を提出して受診することとする。受診の窓口負担は、無料とする。ただし、規定の実施項目以外が含まれる場合、その費用は個人負担とする。

イ. 特定保健指導

被保険者の受診対象者(任継除く)は、事業主健診の結果を基に各事業所が計画し実施する。被扶養者の受診対象者は、健保組合から直接届く案内(利用券含む)に従って、医療機関もしくは保健指導機関に保健指導を受けることとする。特定保健指導の費用は、健保組合が負担する。但し、状況によって受診者の一部負担を検討することとする。

(6) 健診データの受領方法

健診データは、事業所と契約した健診機関から紙ベース及び電子データを受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に紙ベース及び電子データで受領するものとする。なお、保管年数は規程では5年間となっているが、将来的なポータビリティを考慮する必要があると考え、永年の扱いとしている。

Ⅲ 個人情報の保護

当健保組合は、東プレ健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。当健保組合及び委託された健診・保健指導機関・各事業所健診担当部署は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合担当職員及び健康管理室の保健師とする。

Ⅳ 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関紙(健保だより)、ホームページ等に掲載する。また組合会、期初朝礼、健康管理事業推進委員会等の集会でも周知をはかることとする。

Ⅴ 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年理事会において見直しを検討する。但し、医療費適正化計画が6年一期に改正されたことを踏まえ、第三期から実施計画も6年一期としてさらに長期の設定となった。その為、取り巻く環境や状況の変化等により目標と大きくかけ離れてしまった場合には必要に応じて、都度見直すこととする。